

高萩・北茨城広域事務組合情報公開条例

令和元年10月9日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の理念にのっとり、高萩・北茨城広域事務組合（以下「組合」という。）の保有する情報の公開を請求する権利の付与等につき定めることにより、情報の一層の公開を図り、組合の諸活動を高萩市及び北茨城市の市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(情報公開等)

第2条 組合の情報公開については、北茨城市情報公開条例（平成12年北茨城市条例第46号）の例による。この場合において、同条例第2条第1項中「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業の管理者、消防長及び議会」とあるのは「管理者、公平委員会、監査委員及び組合議会」と、同条例第2条第2項第1号、第7条第5号、第6号、第15条第1項、第25条及び第27条中「市」とあるのは「組合」と、同条例第5条第1号、第2号、第3号及び第4号中「市内」とあるのは「高萩市又は北茨城市内」と、同条例第5条第5号中「市」とあるのは「高萩市又は北茨城市」と、同条例第20条第1項中「北茨城市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「高萩・北茨城広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会」と、同条例第24条第1項及び第2項中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。